

令和7年度

財政援助団体監査及び随時監査（政務活動費）
報告書

渋谷区監査委員

写

7 渋谷監発第 41 号
令和 8 年 2 月 17 日

渋谷区議会議長
殿
渋谷区長

渋谷区監査委員 吉井敏昭

渋谷区監査委員 向井田敬之

令和 7 年度財政援助団体監査及び随時監査（政務活動費）の結果に関する
報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 7 年度財政援助団体監査及び随時監査（政務活動費）の結果に関する報告を次のとおり提出する。

1 監査の目的

財政援助団体監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第7項の規定により、公金の適正な支出を担保することを目的として、渋谷区議会各会派の政務活動費の支出が、渋谷区政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第25号。以下「条例」という。）、渋谷区政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年規則第16号。以下「規則」という。）、渋谷区政務活動費の手引き－政務活動費の使途に関する運用指針－（令和5年3月16日改訂版。以下「運用指針」という。）に規定された手続、使途基準にのっとり、適正に執行されているか監査する。

あわせて、法第199条第1項及び第5項の規定により、随時監査として、所管部局に対して、政務活動費交付に関する事務手続が適正に行われているか、渋谷区議会各会派に対する政務活動費の執行に係る補助的役割が十分に果たされているか等についても監査する。

2 監査の対象

- (1) 法第199条第7項の規定により渋谷区議会各会派
- (2) 法第199条第1項及び第5項の規定により所管部局

3 監査実施団体

| | 渋谷区議会各会派 | 所管部局 |
|----|---------------|---------------|
| 1 | 渋谷区議会自由民主党議員団 | 総務部 区議会事務局 |
| 2 | 立憲・国民渋谷議員団 | |
| 3 | シブヤを笑顔にする会 | |
| 4 | 渋谷区議会公明党 | |
| 5 | 日本共産党渋谷区議会議員団 | |
| 6 | 議会改革の会 | |
| 7 | 日本維新の会渋谷区議団 | |
| 8 | 矢ヶ崎 清花 | |
| 9 | 渋谷日本維新の会 | |
| 10 | 参政党 | |
| 11 | 教育・健康政策の会 | |

※令和6年度中の各会派名を記した。各会派名の詳細については、後述の「10 各会派の執行状況（令和6年度）」を参照されたい。

4 監査の期間

令和7年8月19日（火）から令和8年2月6日（金）まで

5 監査対象範囲

(1) 財政援助団体監査

令和6年度に渋谷区議会各会派に交付された政務活動費に係る事務。ただし、必要があると認めるときは、他の年度に及ぶものとした。

(2) 随時監査

令和6年度に渋谷区議会各会派に交付された政務活動費について、交付申請の受理から交付決定、精算に至るまでの事務。ただし、必要があると認めるときは、他の年度に及ぶものとした。

6 監査の方法

監査資料に基づき、事務処理が適正に行われているか確認を行うとともに、必要に応じて説明聴取を行った。

7 監査の着眼点

政務活動費の執行状況について、次の着眼点により監査した。

(1) 渋谷区議会各会派

ア 政務活動費交付決定通知書、収支報告書等は符合するか。

イ 会派届の提出及び政務活動費の請求、受領は適時に行われているか。

ウ 政務活動費の対象とならないものに流用されていないか。

エ 政務活動費に係る各会派の経理責任者の選任並びに同責任者による会計帳簿の調製及び関係書類の保存は適正に行われているか。

オ 政務活動費の交付額に残余がある場合、返還金の返還時期等は適切か。

カ 備品台帳の整備等、購入物品の管理は適正に行われているか。

キ 按分やポイントの取扱などが、会派内で統一されているか。

(2) 所管部局

ア 政務活動費の交付決定は法令等に適合しているか。

イ 運用指針等は適切に整備されているか。

ウ 政務活動費の交付方法、時期、決裁権者等の手続は適正か。

エ 収支報告書と領収書等証拠書類との照合は適切に行われているか。

オ 政務活動費の適正な執行を確保するため、必要に応じて調査を行っているか。

カ 使途基準に従わない支出があると認められた場合は、会派へ当該政務活動費の返還を求めているか。

8 監査委員の除斥

本件監査については、議員選出の久永薫監査委員は、法第199条の2に規定する監査執行上の除斥に該当するため、関与していない。

9 政務活動費の執行状況（令和6年度）

単位：円

| 会派名 | 交付決定額 | 支出合計 |
|---------------|------------|------------|
| 渋谷区議会自由民主党議員団 | 16,800,000 | 16,800,000 |
| 立憲・国民渋谷議員団 | 14,400,000 | 14,400,000 |
| シブヤを笑顔にする会 | 14,400,000 | 14,400,000 |
| 渋谷区議会公明党 | 12,000,000 | 6,646,521 |
| 日本共産党渋谷区議会議員団 | 7,200,000 | 7,187,908 |
| 議会改革の会 | 4,800,000 | 5,050,442 |
| 日本維新の会渋谷区議団 | 6,800,000 | 4,073,473 |
| 矢ヶ崎 清花 | 2,400,000 | 2,400,000 |
| 渋谷日本維新の会 | 400,000 | 28,314 |
| 参政党 | 1,200,000 | 1,183,693 |
| 教育・健康政策の会 | 1,200,000 | 1,133,050 |
| 合計 | 81,600,000 | 73,303,401 |

※交付決定額は、令和7年5月31日現在で、月額20万円に会派の人数を乗じた額である。

※交付された政務活動費に残額が生じた場合は、区に返還され、支出合計が収入を上回った場合でも政務活動費は追加交付されないため、令和6年度渋谷区一般会計歳出「(款)議会費(項)議会費(目)議会費」における「政務活動費」の執行済額は、73,052,959円である。

※会派名、会派の人数の詳細については、後述の「10 各会派の執行状況（令和6年度）」を参照されたい。

10 各会派の執行状況（令和6年度）

(1) 渋谷区議会自由民主党議員団

ア 会派の構成

「渋谷区議会自由民主党議員団」は、7人の議員で構成されていた。

(令和7年3月31日現在)

イ 令和6年度政務活動費交付決定額

16,800,000円

ウ 政務活動費執行状況

単位：円

| 項目 | 金額 |
|-------|------------|
| 調査研究費 | 623,327 |
| 研修費 | 1,461,450 |
| 会議費 | 105,148 |
| 資料作成費 | 518,804 |
| 資料購入費 | 109,525 |
| 広報費 | 12,863,644 |
| 事務費 | 1,118,102 |
| 人件費 | 0 |
| 合計 | 16,800,000 |

令和7年5月31日現在

(2) 立憲・国民渋谷議員団

ア 会派の構成

「立憲・国民渋谷議員団」は、6人の議員で構成されていた。

(令和7年3月31日現在)

イ 令和6年度政務活動費交付決定額

14,400,000円

ウ 政務活動費執行状況

単位：円

| 項目 | 金額 |
|-------|------------|
| 調査研究費 | 77,380 |
| 研修費 | 518,870 |
| 会議費 | 980 |
| 資料作成費 | 139,984 |
| 資料購入費 | 594,583 |
| 広報費 | 12,084,142 |
| 事務費 | 750,619 |
| 人件費 | 233,442 |
| 合計 | 14,400,000 |

令和7年5月31日現在

(3) シブヤを笑顔にする会

ア 会派の構成

「シブヤを笑顔にする会」は、6人の議員で構成されていた。

(令和7年3月31日現在)

イ 令和6年度政務活動費交付決定額

14,400,000円

ウ 政務活動費執行状況

単位：円

| 項目 | 金額 |
|-------|------------|
| 調査研究費 | 967,324 |
| 研修費 | 1,702,168 |
| 会議費 | 0 |
| 資料作成費 | 207,651 |
| 資料購入費 | 250,938 |
| 広報費 | 8,085,668 |
| 事務費 | 853,118 |
| 人件費 | 2,333,133 |
| 合計 | 14,400,000 |

令和7年5月31日現在

(4) 渋谷区議会公明党

ア 会派の構成

「渋谷区議会公明党」は、5人の議員で構成されていた。

(令和7年3月31日現在)

イ 令和6年度政務活動費交付決定額

12,000,000円

ウ 政務活動費執行状況

単位：円

| 項目 | 金額 |
|-------|-----------|
| 調査研究費 | 95,359 |
| 研修費 | 783,650 |
| 会議費 | 0 |
| 資料作成費 | 289,342 |
| 資料購入費 | 257,506 |
| 広報費 | 3,935,793 |
| 事務費 | 1,284,871 |
| 人件費 | 0 |
| 合計 | 6,646,521 |

令和7年5月31日現在

(5) 日本共産党渋谷区議会議員団

ア 会派の構成

「日本共産党渋谷区議会議員団」は、3人の議員で構成されていた。

(令和7年3月31日現在)

イ 令和6年度政務活動費交付決定額

7,200,000円

ウ 政務活動費執行状況

単位：円

| 項目 | 金額 |
|-------|-----------|
| 調査研究費 | 1,098,645 |
| 研修費 | 39,490 |
| 会議費 | 1,700 |
| 資料作成費 | 217,120 |
| 資料購入費 | 161,428 |
| 広報費 | 2,830,414 |
| 事務費 | 1,981,649 |
| 人件費 | 857,462 |
| 合計 | 7,187,908 |

令和7年5月31日現在

(6) 議会改革の会

ア 会派の構成

「議会改革の会」は、会派名を「渋谷区議会都民ファーストの会」とし、1人の議員で構成されていた。令和6年9月3日付けで「議会改革の会」に会派名称変更があった。同日付で所属議員数の変更があり、変更後3人の議員で構成されていた。

(令和7年3月31日現在)

イ 令和6年度政務活動費交付決定額

4,800,000円

ウ 政務活動費執行状況

単位：円

| 項目 | 金額 |
|-------|-----------|
| 調査研究費 | 48,950 |
| 研修費 | 641,090 |
| 会議費 | 0 |
| 資料作成費 | 0 |
| 資料購入費 | 66,550 |
| 広報費 | 3,030,973 |
| 事務費 | 830,879 |
| 人件費 | 432,000 |
| 合計 | 5,050,442 |

令和7年5月31日現在

(7) 日本維新の会渋谷区議団

ア 会派の構成

「日本維新の会渋谷区議団」は、3人の議員で構成されていた。令和7年1月6日付けで所属議員数の変更があり、変更後2人の議員で構成されていた。

(令和7年3月31日現在)

イ 令和6年度政務活動費交付決定額

6,800,000円

ウ 政務活動費執行状況

単位：円

| 項目 | 金額 |
|-------|-----------|
| 調査研究費 | 44,567 |
| 研修費 | 182,500 |
| 会議費 | 0 |
| 資料作成費 | 151,488 |
| 資料購入費 | 900 |
| 広報費 | 3,250,640 |
| 事務費 | 284,778 |
| 人件費 | 158,600 |
| 合計 | 4,073,473 |

令和7年5月31日現在

(8) 矢ヶ崎 清花

ア 会派の構成

「矢ヶ崎 清花」は、1人の議員で構成されていた。

(令和7年3月31日現在)

イ 令和6年度政務活動費交付決定額

2,400,000円

ウ 政務活動費執行状況

単位：円

| 項目 | 金額 |
|-------|-----------|
| 調査研究費 | 68,305 |
| 研修費 | 44,772 |
| 会議費 | 42,122 |
| 資料作成費 | 0 |
| 資料購入費 | 26,400 |
| 広報費 | 1,572,370 |
| 事務費 | 281,231 |
| 人件費 | 364,800 |
| 合計 | 2,400,000 |

令和7年5月31日現在

(9) 渋谷日本維新の会

ア 会派の構成

「渋谷日本維新の会」は、令和7年1月6日付けで会派が結成された。結成後1人の議員で構成されていた。

(令和7年3月31日現在)

イ 令和6年度政務活動費交付決定額

400,000円

ウ 政務活動費執行状況

単位：円

| 項目 | 金額 |
|-------|--------|
| 調査研究費 | 0 |
| 研修費 | 16,000 |
| 会議費 | 0 |
| 資料作成費 | 0 |
| 資料購入費 | 0 |
| 広報費 | 0 |
| 事務費 | 12,314 |
| 人件費 | 0 |
| 合計 | 28,314 |

令和7年5月31日現在

(10) 参政党

ア 会派の構成

「参政党」は、1人の議員で構成されていた。令和6年9月3日付けで会派が解散された。

(令和7年3月31日現在)

イ 令和6年度政務活動費交付決定額

1,200,000円

ウ 政務活動費執行状況

単位：円

| 項目 | 金額 |
|-------|-----------|
| 調査研究費 | 0 |
| 研修費 | 14,000 |
| 会議費 | 0 |
| 資料作成費 | 0 |
| 資料購入費 | 0 |
| 広報費 | 1,094,500 |
| 事務費 | 75,193 |
| 人件費 | 0 |
| 合計 | 1,183,693 |

令和7年5月31日現在

(11) 教育・健康政策の会

ア 会派の構成

「教育・健康政策の会」は、1人の議員で構成されていた。令和6年9月3日付けで会派が解散された。

(令和7年3月31日現在)

イ 令和6年度政務活動費交付決定額

1,200,000円

ウ 政務活動費執行状況

単位：円

| 項目 | 金額 |
|-------|-----------|
| 調査研究費 | 47,480 |
| 研修費 | 401,500 |
| 会議費 | 440 |
| 資料作成費 | 0 |
| 資料購入費 | 74,822 |
| 広報費 | 38,188 |
| 事務費 | 570,620 |
| 人件費 | 0 |
| 合計 | 1,133,050 |

令和7年5月31日現在

1.1 監査の結果

(1) 会計帳簿、収支報告書及び証拠書類の不一致について

会派の経理責任者が調製及び保存することとなっている会計帳簿と会派が作成の上、議長へ提出される、収支報告書及び証拠書類の一部が一致していない事例が見受けられた。このことについて、所管部局である区議会事務局に対して、文書による事情聴取を行った。

原因としては、区議会事務局において、報告書類の点検後に修正した箇所について、該当会派へフィードバックした際に会派が有している会計帳簿や証拠書類の貼付用紙に修正内容が反映されていなかったこと、四半期ごとの収支報告の中で、最終四半期に政務活動費の調整を行う会派があり、こうした会派が有している会計帳簿に調整した内容が、会派の会計帳簿に反映されていなかったことなどによるものと考えられ、各会派の経理責任者等と事務局と双方のチェック体制を強化する必要があるものと考えている旨回答があった。

今後の対応については、事例を集めたFAQを整備するなど運用指針の更新・充実、各会派の経理責任者等向けに、個別演習を実施するなど会派等への周知方法の改善、再発防止策を会派ごとに検討するなど定期的な点検・フィードバックを行う旨回答があった。

(2) 証拠書類等の調査について

領収証書が発行されず証拠書類として支払金額、購入内容などわかるものを添付していなかった事例、領収書に議員の個人名（フルネーム）を記載するべきところ、苗字だけしか記載していなかった事例などが見受けられた。このことについて、所管部局である区議会事務局に対して、文書による事情聴取を行った。

原因としては、領収書等貼付用紙の記載方法や添付すべき書類を失念していること、各会派の経理責任者等と区議会事務局の双方のチェック体制が不十分であったことなどであると認識している旨回答があった。

今後の対応については、前述「11 監査の結果（1）」の場合と同様に対応する旨回答があった。

（3）政務活動費が振り込まれる通帳について

運用指針において、政務活動費の振込口座は「無利息型」を使用する旨記載されているにもかかわらず、会派解散後に政務活動費の振込口座を「無利息型」に切り替えた会派が見受けられた。また、運用指針には記載はないものの、同振込口座からの出金が一度もなく、入出金の対応関係が不明確な会派が見受けられた。このことについて、所管部局である区議会事務局に対して、文書による事情聴取を行った。

これまでも区議会事務局において、帳簿・証拠書類の整合性や運用指針に沿った適正な取扱についてサポートを行っており、とりわけ無所属の新人議員については、運用指針を手引きとして共有しているものの、他会派との情報共有が基本的に行われていないため、実際の政務活動費の運用に当たっての経験不足に起因しているものと認識している旨回答があった。

今後の対応については、前述「11 監査の結果（1）」の場合とおおむね同様に対応する旨回答があった。

（4）小括

前述「11 監査の結果（1）から（3）まで」のことについて、まとめとして、今後も条例、規則、運用指針等の遵守徹底と、各会派等の会計処理の向上支援を継続的に実施し、政務活動費の適正な運用と透明性の確保に努めたい旨回答があった。

（5）意見・要望事項

区議会事務局は、政務活動費に関する事務を所管する部局として、引き続き、各会派の経理責任者等と十分に意思疎通を図り、条例、規則、運用指針等に基づいた経理処理をするよう各会派に求められたい。

また、文書による事情聴取の回答のとおり、事例を集めたFAQを整備するなど運用指針を更新、充実した上で、個別対応も含め、各会派の経理処理をサポートされたい。

1.2 総括意見

政務活動は、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提に、会派、議員の自発的な意思に基づき行われるものであるところ、区から各会派に対し、政務活動費が、会派、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部に充当する費用として、関係条例等に基づき交付されている。無論、政務活動費は公費から交付されるため、その使途については、住民への説明責任が求められるところである。

今回の監査において、運用指針に記載された事項に則していない事例が一部見受けられた。また、収支報告書及び証拠書類と会計帳簿との間で一致していない事例も一部見受けられた。

平成24年の地方自治法改正により、「政務調査費」から「政務活動費」に名称が変わり、その対象範囲が議員の調査研究活動に加えてその他の活動にまで拡大してから十数年になる。一方で、条例第2条第1項では、「議長は、この条例に定める政務活動費が適正に執行され、議員の調査研究その他の活動の実態に即したものとなるよう、常にこの制度を見直し、改善に努めなければならない。」と規定している。条例の趣旨に照らせば、社会・経済情勢の変化に即応した運用指針の見直しが求められているものと考えられる。

以上のことを踏まえて、議長においては、法令等に基づき、引き続き政務活動費の適正な執行がなされ、使途の透明性が確保されるよう努められたい。また、区議会において、適宜、制度の見直し及び改善を図り、住民への説明責任を果たされることを期待する。

区議会事務局は、区議会の補助機関であるところ、定期的に政務活動費に関する説明会等を行うなどして、各会派の経理責任者等との十分な意思疎通を行い、各会派が作成、報告等をした政務活動費に係る書類等の確認及び点検体制を強化されたい。また、政務活動費に係る事務を所掌する所管部局として、より一層、各会派を補助及びサポートされることを望むものである。